

宮崎市スポーツ少年団単位団活動交付金交付要綱

- 1 目 的 この要綱は、各単位団の組織の充実と運営の円滑化を図るための活動費として、適正に執行するために定める。
- 2 交付対象 この交付金は、原則として、7月31日までに宮崎市スポーツ少年団に登録した単位団を対象とする。
- 3 交付額 次の割合で算定したものの合計額を交付する。
 - ① 団員数 × 2,000円
 - ② 均等割額 30,000円
- 4 交付金交付申請手続き 交付金の申請手続きは次のとおりとする。
 - (1) 単位団活動交付金申請書類を8月1日までに提出するものとする。
 - ①申請書(様式4-1)
 - ②計画書(様式4-2)
※各単位団で作成した年間活動表を引用してもよい。
 - ③活動調査書(様式4-3)
 - (2) 単位団活動交付金申請後に団員の追加登録を行った単位団は、8月1日までに追加申請書を提出するものとする。
 - ①追加申請書(様式4-4)
 - (3) 申請手続き終了後、交付金交付決定通知を受けた単位団に対して活動費として交付する。(本事務局より通知)
 - ①交付金交付決定通知書(様式4-5)
 - (4) 交付金交付決定通知を受けた単位団は、8月31日までに請求書を提出する。
 - ①請求書(様式4-6)
 - (5) 交付金の交付は各単位団口座への振込みとする。

附則 この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。
(平成23年5月2日)

この要綱は、平成26年4月1日から一部改正(3交付額 A)

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正

(2交付対象、3交付額①②、4交付金交付申請手続き)

この要綱は、平成29年4月1日から一部改正

(2交付対象、3交付額①②、4交付金交付申請手続き(1)、(2))